

令和7年10月1日から令和8年1月31日まで（補助対象期間）に実施した以下のメニューが対象となります。

※令和7年10月1日から令和8年1月31日までに支払が完了している経費が対象となります。

## （1）人材確保体制構築支援事業

### （ア）中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援

中山間地域等・離島等地域に所在する訪問介護等サービス事業所が当該地域外の求職者に対して採用活動を実施する場合に、地理的条件等により発生する以下のかかり増し経費

- ・インターンの受け入れや職場体験等を実施するにあたり、定期船の運行時間その他の事情で参加者の滞在が必要となる場合に要する経費（運賃・宿泊費）
- ・都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出展する場合の移動に係る経費（運賃）
- ・その他、採用活動の実施に当たり、地理的条件等により発生するかかり増し経費のうち、都が認める経費

《東京都内の中山間地域等・離島等地域》

大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、奥多摩町、檜原村、小笠原村

### （イ）経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援

訪問介護等サービス事業所における、経験年数の長い（3年以上の経験年数を有するものをいう。）ホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが、一定期間、経験年数が1年未満のホームヘルパーに同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費

## （2）経営改善支援事業

### （ア）経営改善の支援

- ・訪問介護等サービス事業所が、経営基盤の強化及び経営状況の改善、若しくは、各種加算の新規取得支援等を目的とした専門家（コンサルタント事業者や社会保険労務士等）への委託に係る経費
- ・上記委託に係る事務作業を行うための臨時職員を新たに雇用する経費

※新たに雇用する経費について雇用期間や常勤・非常勤の別は問いませんが、単発・スポット雇用は対象外です。

### （イ）登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援

訪問介護等サービス事業所がホームヘルパー雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等（勤務日及び勤務時間が不定期な登録ヘルパーや非常勤のホームヘルパーをいう。以下同じ。）の常勤化を促進するためには要する経費（登録ヘルパー等を常勤職員として雇用する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む。）の差額の経費をいう。）

※訪問介護員以外の非常勤職員や派遣職員の常勤化、非常勤職員の単純な賃上げは対象外です。